

事例番号:330049

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 39 週 1 日 胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈および基線細変動を認める

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

時刻不明 胎動減少のため受診

15:29-16:00 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める

16:30 胎動消失、胎児心拍異常のため管理入院

18:10- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少を伴う散発的な変動一過性徐脈および遅発一過性徐脈を認める

4) 分娩経過

妊娠 39 週 6 日

0:12- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失を伴う繰り返す変動一過性徐脈および高度遅発一過性徐脈を認める

2:01 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 6 日

(2) 出生時体重:3400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.02、BE -17.4mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バググ・マスク、チューブ・バググ）、気管挿管

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死、Sarnat 分類Ⅱ

(7) 頭部画像所見：

生後 50 日 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 4 名

看護スタッフ：助産師 2 名、准看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院前の妊娠 39 週 1 日以降、入院となる妊娠 39 週 5 日までの間に生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで進行したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 5 日に胎動が少ないという妊産婦からの電話連絡に対して、来院を指示したことは一般的である。

(2) 妊娠 39 週 5 日の来院時の対応（分娩監視装置装着、超音波断層法、内診）および胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少が認められたため入院管理としたことは一般的である。

(3) 妊娠 39 週 5 日 18 時 10 分以降の胎児心拍数陣痛図で、基線細変動の減少を伴う散発的な変動一過性徐脈および遅発一過性徐脈を認める状況で、経過観察を続けたことは選択肢のひとつである。

- (4) 妊娠 39 週 6 日の胎児心拍数陣痛図で基線細変動の消失および遅発一過性徐脈を認めたため、胎児機能不全と診断し緊急帝王切開術を施行したことは一般的である。
- (5) 帝王切開決定から 1 時間 27 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) アプガースコア生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点と重症新生児仮死が認められる状態で、生後 6 分以降生後 29 分までの児の状態について詳細な記録がないことは一般的ではない。
- (3) 高次医療機関 NICU に搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 妊産婦に対する炭酸水素ナトリウム注射液の投与について再検討が望まれる。

【解説】妊産婦に補液を行う際に炭酸水素ナトリウム注射液を混注しているが、炭酸水素ナトリウム注射液を投与することによる胎児低酸素への効果に関する根拠はないので、その必要性について再検討が望まれる。

- (2) 観察した事項および実施した処置に関しては、診療録等に正確に記載することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。